

平成28年（ワ）第210号 国家賠償請求事件

原告 又坂常人 外361名（1次291名+2次70名）

被告 国

## 準備書面（14）

令和元年5月22日

長野地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 芳 嗣

同 安藤 雅 樹

同 山岸 重 幸

他35名

### 第1 安定した立憲民主政に生きる権利・利益について

#### 1 被告の主張

被告は、原告が主張する「安定した立憲民主政に生きる権利・利益」について、準備書面（3）において、①「平和安全法制関連2法に反対している自らの主義が容れられないことにより心情が害されたことを言い換えたものと解するほか」ない、②憲法99条は、「国会議員、裁判官その他の公務員等の憲法尊重擁護義務を定めた規定」であり、同条を根拠に「安定した立憲民主政に生きる権利・利益」なるものの具体的な権利ないし法的利益を認めることはできない、③同権利の主張は、「結局は、『憲法改正・決定権』の侵害

をいうに等しい」などとして、否定している。

## 2 憲法 99 条に関する主張について

②の趣旨は必ずしも明確ではないが、原告が 99 条から直接権利利益を導き出しているという理解に立った上で、99 条は権利を保障する条文ではないという主張と解される。

しかし、原告は、国会議員や内閣総理大臣、国務大臣といった公務員は、少なくとも明確に確立された憲法解釈を十分に合理的な理由を示すことなく変更しない法的義務を国民に対して負っているのであり、この法的義務を確認しているのが、99 条であると主張しているものである。

99 条がなくとも、憲法の仕組みそのものから、公務員には、そのような義務が課せられるはずである。つまり、憲法 99 条は、日本国憲法が、国民に対して、「安定した立憲民主政に生きる権利・利益」を保障していることを示す証左の一つにすぎないのであり、原告が同条から直接この権利・利益を導きだそうとしているものではないのである。

## 3 憲法 96 条に関する主張について

③に関して、「憲法改正・決定権」は、実質的な憲法改正がある場合には、本来の手続である 96 条にのっとり、憲法改正の手続をとらなければならないが、新安保法制法の制定によってその機会を奪われたことが、権利侵害になるという主張である。

一方、「安定した立憲民主政に生きる権利・利益」は、そのような主張とは異なり、憲法 9 条の下で、長期にわたって維持されてきた政府の憲法解釈を、政府が恣意的に変更し、また、国会議員が漫然と政府によって変更された憲法解釈に基づく法律を制定することそれ自体が、日本国における立憲民主政の存在を信じてきた市民の権利・利益を害するというものである。両者は全

く別個の主張である。

#### 4 心情が害されたものに過ぎないとの主張について

(1) 以上からすると、被告の反論で最も重要な問いは、①である。

被告は、「安定した立憲民主政に生きる権利・利益」を、「原告の主義が容れられないことにより心情が害されたもの」と曲解することによって、反論している。

(2) しかし、この反論は、通常法律と憲法を混同するものである。

原告は、新安保法制法が、単に自らの主義主張に反するがゆえに精神的苦痛を感じているのではない。新安保法制法制定が、戦後日本の安全保障のあり方に大きな憲法上の枠をはめてきた憲法9条の解釈を一方向的に破壊したことが、「安定した立憲民主政に生きる権利・利益」を害すると主張しているものである。

被告自身、この権利・利益を「憲法改正・決定権」の侵害をいうに等しい、としていることからして、被告は、原告の主張が、憲法上の原理から導かれるものであることを十分理解しているものと思われる。それを、あたかも「原告の主義が容れられないことにより心情が害されたもの」と矮小化しているのは、意図的に議論から逃げることにほかならない。

(3) 原告の主張を繰り返すならば、立憲民主政は、憲法によって創設され、具体的な権限を授けられた公務員が、最高法規である憲法にしたがって権力を行使していることに対して、被治者である国民が信頼をもてる場合のみ成立する。

本件においては、戦後日本国のアイデンティティでもある平和主義が意味するところの憲法規範が、内閣によって恣意的に変更され、国会が漫然と、内閣の憲法解釈の変更を受けた法律制定を強行した。この内閣の閣議決定および国会の法律制定行為が、内閣や国会が確立した憲法規範に従う

はずだという市民の立憲民主政に対する信頼を決定的に裏切ったのであって、その結果、個人の「安定した立憲民主政に生きる権利・利益」が侵害されたのである。

- (4) この権利・利益は、憲法というものをもった国家に生きる個人が、憲法上、当然に有する権利・利益である。すなわち、立憲民主政に生きる個々の市民は、公務員が憲法を意図的に無視するはずがないという期待権を有しているはずである。公務員が憲法を尊重することに対して、個人が信頼感をもつことができない状況では、誰も、積極的に憲法上の権利を行使できないだろう。

そして、市民が憲法規範の存在に懐疑的になってしまえば、立憲民主政そのものが成り立たないのである。もし、国会の立法行為によって、そのような状況がもたらされたのであれば、その立法行為によって、個人が被害を受けたことは明らかであろう。

- (5) 但し、違憲の可能性のある法律を国会が制定したからといって、直ちにこの権利・利益が害されたとはいえない。「安定した立憲民主政に生きる権利・利益」の侵害というためには、市民の立憲民主政に対する信頼が根本から裏切られるような特殊な事態である必要があるであろう。

- (6) この観点からみて、本件において重要なことは、憲法9条は、国民主権、基本的人権の尊重に並ぶ、日本国憲法の三大原理の一つであるということである。また、憲法9条の政府の解釈は、60年の長期にわたって、国会、内閣を明確に拘束してきたということである。

60年という長期にわたって、国会、内閣を明確に拘束してきた日本国憲法の三大原理のうちの一つが、内閣によって十分な根拠のないまま変更され、国会が、その変更にしたがった立法行為を漫然とおこなった。しかも、法律制定時には、元最高裁判所長官や元内閣法制局長官や多くの憲法学者といった専門家が法律の違憲性を指摘し、有権者の多くも、徹底した

審議を求めていたにもかかわらず、国会はあえて同法を制定したのである。

- (7) そうであるとすると、本件は、制定される予定の法律の内容が、日本国憲法の中でも特に重要な憲法規定の確立した憲法規範に反することが誰の目からも一見明白であり、内閣及び国会議員が、そのことを十分に知りながら、あえて立法行為を強行したという極めて特殊な事案である。

本件における事実関係から判断して、立憲民主政に対する個人の期待権が深刻に傷つけられ、「安定した立憲民主政に生きる権利・利益」が侵害されたと認定されるべきである。

- (8) 仮にその期待権が法的に保護された権利・利益でないとすれば、憲法上の重大な原理の明確で意図的な破壊という状況において、私たちは、裁判所による救済を受けられないことを意味する。立憲民主政に立脚する憲法が、そのようなことを想定しているとは到底考えられない。

たとえ、そのような場合であっても、民主的に制定された法律だから甘受すべしという意見は、およそ、憲法と違憲立法審査権の役割を否定するに等しい。

- (9) 繰返しになるが、憲法9条は、日本国憲法の三大原理のうちの一つである。平和主義という国家権力が尊重すべき原理の明確な破壊が許容されるのであれば、基本的人権の尊重という別の大きな原理が、恣意的な方法によって破壊される危険性もまたありうるといわなければならない。

立憲民主政に対する個人の信頼は、個人が、自由で平和な民主社会に生きることができるという公共的な利益を享受するための最低条件である。その信頼を根本的に裏切った公務員の行為の違法性は明らかであるし、その違法な行為によって原告が受けた損害もまた甚大なものであるといわなければならない。

- (10) 通常は、このようなことは起こりえない。そのありえないことが起きてしまったのが本件である。

本件において、裁判所は、内閣および国会による憲法上の権利・利益の明白な蹂躪を黙認することはできないのではあるまいか。それは、憲法によって自らに課された責任を放棄することを意味し、結局において自らの存立基盤を否定することになるからである。

(11) なお、被告は、「原告らが『人格権』の概要として主張する安定した立憲民主政に生きる権利利益」などとしているが、原告は、「安定した立憲民主政に生きる権利利益」を、人格権とは別個の憲法上の権利利益として主張していることを付言しておく。

以 上